

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の第 2 期中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の第 2 期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、これを認可することについて、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第 2 条第 1 号の規定に基づき評価委員会に意見を求めるもの。

1 変更の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、使用料及び手数料の額を転嫁前の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額に変更する。

※使用料及び手数料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を四捨五入する。

2 変更の内容

・使用料の額

「100 分の 108 を乗じて得た額」 → 「消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額」

・手数料の額

区分	変更前	変更後
生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るもの	3,860 円 (3,570 円)	3,570 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るもの	3,500 円 (3,240 円)	3,240 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
死亡診断書（死体検案書）、死産証書（死胎検案書）又は普通診療費明細書に係るもの	2,380 円 (2,200 円)	2,200 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
普通診断書又は証明書に係るもの	1,620 円 (1,500 円)	1,500 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
再発行診察券に係るもの	260 円 (240 円)	240 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額

※（ ）の金額は、参考として消費税転嫁前の額を記載